令和９年度納品分「瀬戸内市指定ごみ袋と外装袋」有料広告募集について
（仕様書）

１．瀬戸内市指定ごみ袋及び外装袋の広告募集について

（広告の仕様）

（1）広告デザインについては、黒１色刷りとし、その外装袋については、白黒２色刷りとすること。

※現在の瀬戸内市指定ごみ袋及び外装袋を参照すること。

（2）広告掲載位置は、瀬戸内市指定ごみ袋及びその外装袋の決められた位置とすること（別紙１、２参照）。

指定ごみ袋の種類	広告掲載枠（縦×横）	外装袋の種類	広告掲載枠（縦×横）
（大）４５ﾘｯﾄﾙ	25.0cm×37.0 cm	（大）４５ﾘｯﾄﾙ	5.5 cm×18.0 cm
（中）３０ﾘｯﾄﾙ	22.0 cm×31.0 cm	（中）３０ﾘｯﾄﾙ	5.0 cm×16.5 cm
（小）２０ﾘｯﾄﾙ	20.0 cm×26.0 cm	（小）２０ﾘｯﾄﾙ	4.0 cm×15.0 cm
（特小）１０ﾘｯﾄﾙ	16.0 cm×20.0 cm	（特小）１０ﾘｯﾄﾙ	3.5 cm×12.5 cm

（3）種類及び数量（予定）

①指定ごみ袋については、（大）１０万枚、（中）５０万枚、（小）４０万枚、（特小）１５万枚

②外装袋については、（大）１万枚、（中）５万枚、（小）４万枚、（特小）１．５万枚

※令和８年度発注見込数の総数であり、在庫状態により製造量の増減も有る。

（流通は令和９年７月頃の予定）

（4）瀬戸内市指定ごみ袋及びその外装袋の広告枠には、同じ種類の広告を掲載すること。

（5）広告掲載枠の中に「広告」の表示をすること。

２.広告掲載の条件について

次の号に掲げる事由のいずれかに該当する広告は掲載しない。また、広告に関する関係法規、瀬戸内市広告掲載取扱要綱を遵守すること。

（1） 法令等(岡山県及び市の条例及び規則を含む。)に違反し、又は違反するおそれがあるもの

（2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に掲げる風俗営業に関するもの

（3） 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関するもの

（4） 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

（5） 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの

（6） 虚偽又は誇大な表現で広告として不適切なもの

（7） 市が推奨しているものと誤解を招くおそれがあるもの

（8） 懸賞広告又は広告部分を切り抜いて使用するクーポン付広告

（9） その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

３．申込みについて

（1）広告掲載の申込期間は令和８年 11 月４日(水)から同年 12 月 11 日(金)午後５時までとする。

（2）申込の際には、瀬戸内市広告掲載申込書（様式第１号）及び次に掲げる書類を封筒に入れて環境部生活環境課へ提出すること。

①掲載しようとする広告の原稿（Ａ４判用紙に印刷したもの及び電子データの記憶媒体）

②広告掲載料を記載した入札（見積）書

③免許、許可、届出等法的手続きが必要な業種にあっては、その写し

④会社概要等と申込者の事業概要を記載した書類

※①の電子データは Adobe Illustrator データにより、指定ごみ袋、外装袋ごとに作成されたものであること。

※広告の枠は申込者のうち最も高い広告掲載料を示した申込者が広告を掲載できることとする。

４．広告枠最低売り払い価格

・　金　350,000 円（消費税及び地方消費税は含まない）

５．広告掲載の可否について

広告掲載の可否は、市長が定めるものとし、瀬戸内市広告掲載可否決定通知書（様式第３号）で申込者に通知する。

６．広告料の本市への納付

広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、落札後、契約書にて定めるとおり、売り払い価格を期日までに一括で市へ納付すること。

７．広告掲載の取消し等について

広告主が次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取消すことができる。

（1）指定する期日までに広告掲載料が納付されなかったとき。

（2）広告主又は広告内容が不適当と判明したとき。

（3）広告主が広告掲載料の納付期日までに広告掲載を辞退したとき。

８．広告掲載料の還付について

既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取消したときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

また、指定ごみ袋の製造数量に変動があっても既納の広告掲載料は還付しない。

９．広告の責任

掲載された広告についての一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わない。

10. その他

(1) 本仕様書に記載のない事項について疑義を生じた場合は、生活環境課と協議のうえ、決定するものとする。

(2) 広告の制作にあたっては、瀬戸内市広告掲載取扱要綱を遵守すること。

11. お問合せ先

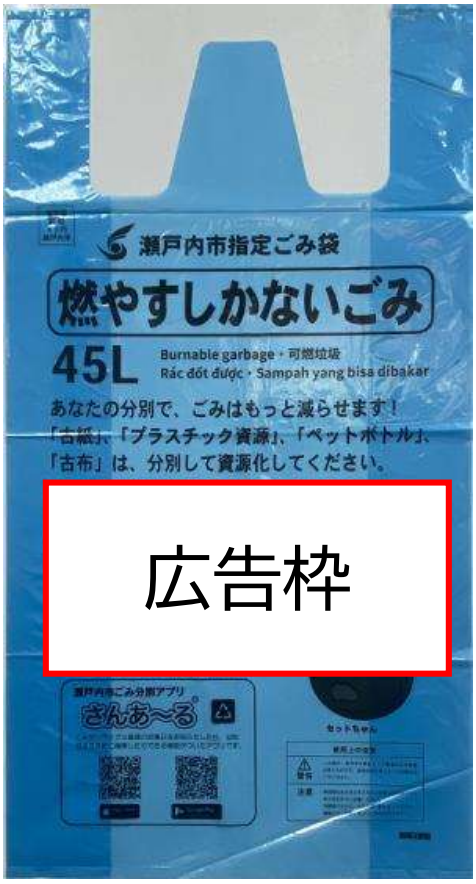
瀬戸内市 環境部 生活環境課
電　話：０８６９－２２－１８９９
Ｅ-mail：kankyo@city.setouchi.lg.jp

（別紙１　広告掲載位置イメージ）

※無色透明の袋本体に、白色と濃紺色の印刷になります。



（別紙２　広告掲載位置イメージ）



※中身が見える程度の青色袋本体に黒色での印刷になります。